

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

ページ

告示	
字の区域の変更(三八一、三八二・市町村課)……………	1
結核予防法による医療機関の指定(三八三・本荘保健所)……………	5
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(三八四・本荘保健所)……………	5
大規模小売店舗の新設に関する届出(三八五・商工業振興課)……………	5
道路の供用開始(三八六、三八七・道路環境課)……………	6
公告	
危険物取扱作業の保安に関する講習の実施(総合防災課)……………	7
土地改良区の定款変更の認可(鹿角地域振興局農林部)……………	8
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………	8
土地改良区の役員の退任の届出(仙北地域振興局農林部)……………	8
県営土地改良事業工事の完了(仙北地域振興局農林部)……………	9
土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)……………	9
県営土地改良事業工事の完了(雄勝地域振興局農林部)……………	9
貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の委任(産業経済政策課)……………	9
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(五三)……………	9
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(五四)……………	9

告示

秋田県告示第三百八十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、本荘市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条

第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年四月二十三日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
本荘市福山字児ヶ墓 一、五〇の二及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	本荘市福山字石橋
本荘市福山字児ヶ墓 三五の一部	本荘市福山字系滝
本荘市福山字下冬道沢 五の二、一の二の二の一部、二の二の一部、一の三及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部	本荘市福山字下冬道沢
本荘市福山字系滝 七の三の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部	本荘市福山字下冬道沢
本荘市福山字下冬道沢 一五の二、一五の三、一五の四の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	本荘市福山字下山田沢
本荘市福山字苗代沢 一の二、一三、二四の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	本荘市福山字苗代沢
本荘市福山字上山田沢 三の一部及びこの区域に隣接する水路である国有	本荘市福山字苗代沢

地の全部

本荘市福山字上山田沢
二七のーから二七の三までの各一部及びこれらの
区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

本荘市福山字大和久

本荘市福山字大和久
七の一部及びこの区域に隣接する水路である国有
地の全部

本荘市福山字米ヶ沢

本荘市福山字鼻コクリ
ーのーの一部、ーの二の一部及びこれらの区域に
隣接する水路である国有地の全部

秋田県告示第三百八十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十条第一項の規定により、雄
勝郡皆瀬村の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同村長から届出があったの
で、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十六年四月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域

変更後の字の区域

雄勝郡皆瀬村畑等字小安奥山外4国有林三七林班ほ七、
へ三小班の次の座標又四四から座標ワーまでの点を順次結
ぶ線及び座標又四四の点と座標ワーの点とを結ぶ線で囲ま
れる区域

雄勝郡皆瀬村畑等
字小安奥山

座標 又 四四 北緯 三八度五八分五一秒九八八七

座標 又 四五 東経 一四〇度四二分五四秒八七四〇

座標 又 四六 北緯 三八度五八分五一秒六〇五〇

座標 又 四七 東経 一四〇度四二分五五秒一六七六

座標 又 四八 北緯 三八度五八分五一秒二三九六

座標 又 四九 東経 一四〇度四二分五四秒九八六六

座標 又 五〇 北緯 三八度五八分五一秒九七〇〇

座標 又 四八

座標 又 四九

座標 又 五〇

座標 又 五一

座標 又 五二

座標 又 五三

座標 又 五四

座標 又 五五

座標 リ 五七

座標 又 五八

座標 又 五九

座標 又 六〇

座標 又 六一

座標 又 六二

座標 又 六三

座標 又 六四

座標 又 六五

東経 一四〇度四二分五四秒九八九九

北緯 三八度五八分五〇秒九三二四

東経 一四〇度四二分五四秒七一四一

北緯 三八度五八分五一秒二二五〇

東経 一四〇度四二分五三秒七二〇八

北緯 三八度五八分五〇秒九三六四

東経 一四〇度四二分五三秒四九三一

北緯 三八度五八分五〇秒八八九六

東経 一四〇度四二分五三秒六七八一

北緯 三八度五八分五〇秒一六〇一

東経 一四〇度四二分五四秒〇一四七

北緯 三八度五八分四九秒七二二五

東経 一四〇度四二分五四秒五三五七

北緯 三八度五八分四九秒四三六一

東経 一四〇度四二分五四秒二九〇二

北緯 三八度五八分四九秒一三三七

東経 一四〇度四二分五四秒一九〇六

北緯 三八度五八分四八秒九一三六

東経 一四〇度四二分五三秒二九七四

北緯 三八度五八分四九秒九五六四

東経 一四〇度四二分五三秒九六三五

北緯 三八度五八分五〇秒四二九一

東経 一四〇度四二分五三秒七六八七

北緯 三八度五八分五一秒二二〇二

東経 一四〇度四二分五三秒一四六一

北緯 三八度五八分五一秒四八四六

東経 一四〇度四二分五三秒二六〇三

北緯 三八度五八分五一秒一五五八

<p>雄勝郡皆瀬村畑等字小安奥山外4国有林三九林班は五、は六、は八小班の次の座標ル四八から座標ル四九までの点を順次結ぶ線及び座標ル四八の点と座標ル四九の点とを結ぶ線で囲まれる区域</p>	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	
	ツ	ル	ル	ル	ル	レ	レ	レ	レ	レ	レ	ル	ル	ル	ル	
	一	四八	二六	二七	二七補一	九	一〇	一一	一二	一三	一四	三九	四〇	四一	四一	
	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯
	一四〇度四二分三七秒二七八一	三八度五八分三一秒三五五三	一四〇度四二分四二秒五三八八	三八度五八分三一秒七三一一	一四〇度四二分四二秒一九七八	三八度五八分三一秒七三一一	一四〇度四二分四二秒五三八八	三八度五八分三一秒七三一一	一四〇度四二分四二秒五三八八	三八度五八分三一秒七三一一	一四〇度四二分四二秒五三八八	三八度五八分三一秒七三一一	一四〇度四二分四二秒五三八八	三八度五八分三一秒七三一一	一四〇度四二分四二秒五三八八	三八度五八分三一秒七三一一

<p>雄勝郡皆瀬村畑等字小安奥山外4国有林三七林班り七小班の次の座標ル一五補一から座標ル一六までの点を順次結ぶ線及び座標ル一五補一の点と座標ル一六の点とを結ぶ線で囲まれる区域</p>	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	
	ヨ	ヨ	ヨ	ヨ	ル	ル	ル	ル	ル	ヲ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	
	八	七	六	五	一五補一	五〇	五一	五二	五三	五八	五	四	三	二	二	
	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯
	一四〇度四二分四九秒一〇六一	三八度五八分三九秒一一七七	一四〇度四二分四八秒四九三一	三八度五八分三九秒四四一四	一四〇度四二分四八秒三九六九	三八度五八分三九秒五二九五	一四〇度四二分四八秒三九六九	三八度五八分三九秒五二九五	一四〇度四二分四八秒三九六九	三八度五八分三九秒五二九五	一四〇度四二分三六秒五三三三	三八度五八分二七秒九六五七	一四〇度四二分三六秒五三三三	三八度五八分二七秒九六五七	一四〇度四二分三六秒五三三三	三八度五八分二七秒九六五七

座標	道有	三九九北緯	三八度五八分三九秒〇〇五一
座標	道有	四〇〇北緯	一四〇度四二分四九秒七〇六三
座標	ル	一八	三八度五八分三九秒三五四六
座標	ル	一七	一四〇度四二分四九秒三七七三
座標	ル	一六	三八度五八分三九秒五〇一一
座標	ル	一六	一四〇度四二分四七秒九四二四
座標	ル	一六	三八度五八分三九秒九五六〇
座標	ル	一六	一四〇度四二分四七秒一〇五九

雄勝郡皆瀬村畑等字小安奥山外4国有林三七林班り一小班の次の座標道有四〇二から座標道有四〇一までの点を順次結ぶ線及び座標道有四〇二の点と座標道有四〇一の点とを結ぶ線で囲まれる区域

座標	道有	四〇二北緯	三八度五八分三八秒五一一三
座標	道有	四〇二北緯	一四〇度四二分四九秒三一八六
座標	タ	一	三八度五八分三八秒六二五六
座標	タ	一	一四〇度四二分四八秒七二一七
座標	タ	二	三八度五八分三八秒九五〇五
座標	タ	二	一四〇度四二分四八秒〇〇四八
座標	タ	三	三八度五八分三九秒一三七七
座標	タ	三	一四〇度四二分四七秒一八九二
座標	ル	二二	三八度五八分三九秒一四一〇
座標	ル	二二	一四〇度四二分四六秒五五三四
座標	ル	二〇	三八度五八分三九秒一七四四
座標	ル	二〇	一四〇度四二分四七秒二二七八
座標	ル	一九	三八度五八分三九秒〇〇〇八
座標	ル	一九	一四〇度四二分四八秒〇二三八
座標	道有	四〇一北緯	三八度五八分三八秒七六六四
座標	道有	四〇一北緯	一四〇度四二分四八秒四九〇九

秋田県告示第三百八十三号
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次の

とおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。
平成十六年四月二十三日
秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中央線診療所	本荘市出戸町字岩渕下三十九二	平成十六年四月一日

秋田県告示第三百八十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。
平成十六年四月二十三日
秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
池田薬局マリア店	本荘市谷山小路七二	平成十六年四月一日

秋田県告示第三百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。
平成十六年四月二十三日

秋田県知事 寺田典城
一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社薬王堂 代表取締役 西 郷 辰 弘
- (二) 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四百四十五番地
大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂大曲飯田店
- (三) 大曲市飯田字屋敷通七十五番地一ほか
小売業を行う者の氏名及び住所
株式会社薬王堂 代表取締役 西 郷 辰 弘
- (四) 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四百四十五番地
大規模小売店舗の新設をする日
平成十六年十二月十六日
- (五) 店舗面積の合計
千四百九十八・八三平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数
百四台
- (七) 駐輪場の収容台数
五十台
- (八) 荷さばき施設の面積
百十三・二平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量
十六・七四立方メートル
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時三十分
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時十五分から翌日の午後九時まで
- (十一) 駐車場の自動車の出入口の数
三か所
- (十二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- (十三) 届出年月日
平成十六年四月七日
- (十四) 三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大曲市役所 商工観光課

- (一) 縦覧期間
平成十六年四月二十三日から同年八月二十三日まで
- (二) 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- (三) 意見書に添付する書面に記載すべき事項
五 意見を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由

秋田県告示第三百八十六号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十六年四月二十三日

一 供用開始の区間
秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	比内大葛鹿角線	北秋田郡比内町大葛字大渡二二番一地先から八九番一地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十六年四月二十三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十六年四月二十三日から同年五月十三日まで

秋田県告示第三百八十七号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十六年四月二十三日

一 供用開始の区間
秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間

一般(その他)	九月三日(金) 九月八日(水) 九月九日(木) 九月十四日(火) 九月十六日(木) 九月十七日(金) 九月二十一日(火) 九月二十二日(水) 九月二十七日(月)	午後一時三十分から四時三十分まで	鹿角地域広域交流センター 秋田市文化会館 能代市文化会館 大館市立中央公民館 秋田市文化会館 横手平鹿広域交流センター 本荘由利地域職業訓練センター 大曲仙北広域交流センター 秋田市文化会館
---------	--	------------------	---

二 講習科目

- (一) 危険物関係法令に関する事項
- (二) 危険物の火災予防に関する事項

三 受講資格

製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

四 受講申請に必要な書類

受講申請書及び証紙納付書

五 受講申請書の交付等

(一) 交付期間等

日曜日及び土曜日を除き、平成十六年七月二十日(火)から同年八月六日(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 交付場所

社団法人秋田県危険物安全協会連合会(秋田市中通四丁目三番二十三号)又は

県内の危険物安全協会

六 受講申請書の受付

(一) 受付期間等

日曜日及び土曜日を除き、平成十六年七月二十日(火)から同年八月六日(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 受付場所

社団法人秋田県危険物安全協会連合会(秋田市中通四丁目三番二十三号)又は県内の危険物安全協会

郵送による申込の場合は、申請書の受講票に住所及び氏名を記入し、五十円切

手をはって、郵送すること。

七 受講手数料

- (一) 受講手数料の額
四千七百円
- (二) 納付方法

秋田県証紙により納付すること。

八 講習についての問い合わせ先

社団法人秋田県危険物安全協会連合会(電話〇一八 八三六 三三三六)又は県内の危険物安全協会

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、鹿角郡小坂町大谷土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年四月十五日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月二十三日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大湯土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年四月十四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月二十三日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙北郡金沢西根土地改良区から次のとおり役員の前届があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月二十三日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名
仙北郡仙南村金沢西根字西今泉九十七番地
泉 谷 理毅男

県営土地改良事業（花園地区担い手育成基盤整備事業）につき、その工事を平成十六年三月二十九日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月二十三日
秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、横手市土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年四月十五日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月二十三日
秋田県知事 寺 田 典 城

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月二十三日
秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 県営土地改良事業（倉内地区かんがい排水事業）
完了年月日 平成十六年二月二十七日
- 二 県営土地改良事業（黒坂堰地区農業用河川工作物応急対策事業）
完了年月日 平成十六年二月二十七日
- 三 県営土地改良事業（羽後二期地区ほ場整備事業（担い手育成型・高度利用型））
完了年月日 平成十六年三月三十日

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の七第十項の規定により、次の団体に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることとしたので、公告する。
平成十六年四月二十三日
秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	委 任 年 月 日
社団法人全国信	東京都千代田区鍛冶町一丁目五	

販協会

番七号

平成十六年四月五日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
平成十六年四月二十三日
秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三〇三
三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二七、五二五
秋選管告示第五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
平成十六年四月二十三日
秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、五一八
能代市	一四、七四六
横手市	一〇、九三〇
大館市	一八、一五四
本荘市	一一、一三七
男鹿市	八、三九九
湯沢市	九、三八七
大曲市	一〇、六六五

ページ	段	行	誤	正
十	下	終わり から六	「に規定する」を「の規則 で定める」に改め、	「に規定する支給割合」を 「の規則で定める支給割 合」に改め、
<p>平成十六年三月三十一日(号外第一号)掲載の人事委員会規則(人事委員会規則七 九(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則) (印刷誤り)</p>				
鹿角市鹿角郡	一、二、	五九七		
北秋田郡	一、八、	〇三六		
山本郡	一、三、	三五五		
南秋田郡	一、九、	八七四		
河辺郡	五、	二二一		
由利郡	二、〇、	八八二		
仙北郡	三、	七七五		
平鹿郡	一、八、	五〇八		
雄勝郡	一、二、	五五三		

正 誤

正

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所 印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六
 E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp
 FAX(863)〇〇〇五
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社